

女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日)

暴力は、その対象の性別や被害者・加害者の関係性を問わず決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

加害者と被害者を生まないため、この運動をきっかけに人権尊重や暴力のない社会について考えてみませんか。

一人で悩まず、相談してください

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

8891

SNSで相談

性暴力に関するSNS相談
「Cure time (キュアタイム)」



警察では、配偶者暴力防止法やストーカー規制法などの法律に基づいて、防犯指導、対応方法等の教示、関係機関と連携した被害者の保護対策や加害者への指導警告・検挙など、必要な措置を行います。

— 24時間受付相談窓口 —

・女性犯罪被害相談電話

「レディース・サポート110」

8103 (または0120-378387)

・警察総合相談電話

9110 (または083-923-9110)

・柳井警察署警察安全相談窓口

☎ 0820-23-0110

11月は「児童虐待防止推進月間」

「もしかして？」ためらわないで！

189 (いちはやく)

(全国公募により選定された作品)

- 虐待かも・・・と思ったら
- ご自身が出産や子育てに悩んだら
- 子育てに悩む親がいたら

一人で抱え込まずに、気軽にご連絡、ご相談ください！

○児童相談所 (全国共通3桁ダイヤル)

☎ 189 (地域の児童相談所につながります)

○福祉事務所・家庭児童相談室 (福祉課内)

☎ 0820 (77) 5505

※緊急の場合は、迷わず「110番」通報！

周防大島松山フェリー運休のお知らせ

フェリー「しらきさん」は定期検査のため、12月8日(木)から22日(木)まで運休となりますので、フェリーが伊保田港に寄港しません。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ 周防大島松山フェリー株式会社

☎ 0820 (75) 1575

11月11日～17日は

「山口県同和問題啓発週間」

「部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)」が、平成28年12月16日付けで施行されています。

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目指す法律です。

山口県では11月11日から17日までを同和問題啓発週間としています。この機会に、同和問題に対する正しい理解と認識を深めましょう。

町では、引き続き、町民一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、町民一人一人が同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動の推進に努めます。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505

